

伯太小学校 PTA 会則

第1章 名 称

第1条 本会は、伯太小学校 P T A（保護者と教職員の会）と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校を、社会における児童の幸福な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員になることが出来る者は次のとおりであって、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

1. 学校に在籍する児童の保護者（父母、またはこれに代わる者）
2. 教職員

退会は会員の要件を満たさなくなった時、または退会届の提出があった時とする。

第4条 本会の会員は、毎月（8月と3月を除く）一家庭300円の会費を納めることとする。

第4章 会 計

第5条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第6条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第7条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第9条 本会の役員は次のとおりである。

会長1名。 副会長若干名。 書記2名（うち1名は教職員）。

会計2名（うち1名は教職員）。

顧問（P T A本部役員の実験者）若干名。

役員の実任期は1ヵ年とする。但し、同じ役職については、再任を妨げない。

1人で同時に2つの職につくことは出来ない。

第10条 役員の実務は、次のとおりである。

1. 会長は、会を代表し会務を統括し、総会、実行委員会及び役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときはその職務を代行する。
3. 書記は、各種集会を通知し、その議事及びその他本会全般の活動状況を記録保管する。
4. 会計は、会計事務を処理する。
5. 顧問は、本部役員等に指導助言を与える。

第6章 会計監査委員

- 第11条 本会の経理を監査するため2名以上の会計監査委員を置く。
会計監査委員は、総会によって選出され、その任期は1ヵ年とする。
また、会計監査委員は役員に属する。
- 第12条 前条の規定に関わらず、被指名者、立候補者が存しない場合は、役員から代理を選出することが出来る。
- 第13条 会計監査委員は、随時会計監査を行い、総会において報告する。
会計監査委員は、校長の要請があったとき、給食会計の実態を調査し、その経理の適正を期するため助言をなすことが出来る。

第7章 役員及び会計監査委員の選出

- 第14条 委員は全会員の中から公募する。
- 第15条 委員候補者は委員立候補者の中から実行委員会で指名する。
- 第16条 委員候補者の指名は、その指名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
- 第17条 役員及び会計監査委員は、年度末総会において選出する。
- 第18条 役員に欠員が生じ補充の必要がある時は、新たに総会において選任することが出来る。但し、新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第19条 前項の規定に関わらず、被指名者、立候補者が存しない場合は、欠員の生じた役員及び会計監査委員について新たに選任しないものとする。その場合、顧問が職務を代行することが出来る。

第8章 総会

- 第20条 総会は、全会員をもって構成される最高議決機関であって、年度始総会、年度末総会及び臨時総会の3種とする。
1. 総会は、入会家庭数の10分の1以上（教職員ならびに委任状を含む）の出席がなければ議決することが出来ない。
 2. 総会の議事は、出席者の過半数で決まる。
但し、会則の変更は、出席者の3分の2の同意を要する。
 3. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、又は入会家庭の5分の1以上の要求があった時に会長がこれを召集して開く。
 4. 総会は、文書をもって開催する事が出来る。
- 第21条 次の事項に関しては総会にはかる。
1. 会計監査を経た収支決算の承認。
 2. 翌年度役員及び会計監査委員の選出。
 3. 年度計画及び年度予算の承認。
 4. 会則の改正。その他重要事項。
- 総会の日時、場所及び議案は、総会の1週間前までに全会員に通知しなければならない。

第9章 実行委員会

第22条 実行委員会は、本会の役員、委員、PTA担当教職員にて構成される。

第23条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

1. 会則ならびに総会の議決に従って、本会の実務を処理する。
2. 総会に提出する議案及び報告書を作成する。
3. 事業計画を審議検討し調整し得る。
4. 必要に応じ特別委員会を設置し、その任務及び構成についての案を作成する。

第24条 実行委員会は、会長が必要と認めた時又は構成員の半数以上の要求があった時に開く。

第10章 特別委員会

第25条 学校及びPTAに特別な必要が生じた時は、特別委員会を設ける事ができ、その推進に積極的に協力するものとする。

伯太小学校PTA会則改正年月日付表

- | | |
|-------------|------|
| ・平成10年3月24日 | 一部改正 |
| ・平成10年4月26日 | 一部改正 |
| ・平成13年3月14日 | 一部改正 |
| ・平成24年2月 3日 | 一部改正 |
| ・平成25年4月21日 | 一部改正 |
| ・平成26年4月20日 | 一部改正 |
| ・平成27年4月19日 | 一部改正 |
| ・平成28年3月17日 | 一部改正 |
| ・平成30年3月20日 | 一部改正 |
| ・令和 2年3月19日 | 一部改正 |
-